

九州SDGs経営推進フォーラム 分科会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、九州SDGs経営推進フォーラム（以下「フォーラム」という。）規約第13条の規定に基づき設置される、分科会に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 分科会は、フォーラムの会員（以下「会員」という。）が、SDGsの普及・啓発、SDGs経営の推進、地域や社会の課題解決に関する検討、知見の共有及び取組などを行うことを目的とする。

(設置期間)

第3条 分科会の設置期間は原則として、設置日から当該年度末とする。

(活動計画)

第4条 分科会の設置又は設置期間の延長を希望する会員は、年間の活動計画を所定の書式でフォーラム事務局（以下「事務局」という。）に提出し、フォーラム規約第11条に基づき運営委員会の承認を受けなければならない。

(活動報告)

第5条 分科会は、当該年度末までに、活動報告を所定の書式で事務局に提出する。

(メンバー)

第6条 分科会の構成員（以下「メンバー」という。）は、会員から組織する。

- 2 分科会にはメンバーのうちから代表者を置く。
- 3 代表者は分科会を運営するとともに、事務局との連絡調整を行う。
- 4 分科会には、必要に応じて会員以外の者の出席を求めることができる

(費用)

第7条 分科会の運営及び活動に要する費用はメンバー間での自己負担とする。

(秘密保持)

第8条 メンバーは、分科会活動において知得した他のメンバーの技術的な情報及び相互の接触交流により知り得た他のメンバーの秘密を第三者に開示又は漏洩をしてはならない。ただし、事前に相手方の同意を得た場合はこの限りでない。

(活動内容の取扱い)

第9条 分科会の活動計画及び活動報告は、事務局を通じ会員に共有するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、分科会の活動計画及び活動報告を他の会員に共有することが望ましくない知見及び情報が含まれると分科会が判断した場合、分科会は事務局と取扱いについて協議するものとする。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、分科会に関し必要な事項は、各分科会において別に定める。

附 則

この規程は、2020年8月7日から施行する。